株式会社イントランス定款

第１章　　総則

（商号）
第１条　当会社は､株式会社イントランスと称し､英文では INTRANCE CO.,LTD.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．不動産に対する投資斡旋業務
２．不動産および投資に対する評価、鑑定、調査等の実施
３．不動産の売買、仲介斡旋、賃貸、管理および不動産の開発造成の企画ならびにマネージメント業務
４．有価証券投資、株式投資、不動産投資など資金運用に関するコンサルタント
５．旅館業法に定める旅館業
６．旅行業
７．旅行業者代理業
８．飲食店の経営
９．コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供および技術指導に関する業務ならびに代理業務
10．各種情報サービス業務
11．マーケティング全般の企画
12．各種イベントの企画、制作、運営
13．人材育成の為の教育事業ならびにカウンセリング業務
14．投資事業組合財産の運用および管理
15．損害保険、生命保険の募集に関する代理業務
16．貸金業業務
17．金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
18．金融商品取引法に基づく投資助言業・代理業
19．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は､１１５，２００，０００株とする。

（単元株式数）
第５条の２　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第５条の３　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法 189 条第２項各号に掲げる権利
２．会社法 166 条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式の割当てを受ける権利等の決定）
第６条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

（株主名簿管理人）
第７条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。

（株式取扱規則）
第８条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）
第９条　当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（自己の株式の取得）
第１０条 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第３章　　株主総会

（招集の時期）
第１１条 定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）
第１２条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
②　株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第１３条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
② 会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
③ 当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか、東京都各区内においてこれを招集する。

（議決権の代理行使）
第１４条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１５条 当会社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（議事録）
第１６条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第１７条 当会社は取締役会を置く。

（取締役会の員数）
第１８条 当会社の取締役は９名以内とする。

（取締役の選任及び解任）
第１９条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第２０条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）
第２１条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２２条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（代表取締役および役付取締役）
第２３条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
② 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議方法）
第２４条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２５条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第２６条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第２７条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）
第２８条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会）
第２９条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）
第３０条 当会社の監査役は３名以上５名以内とする。

（監査役の選任）
第３１条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第３２条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第３３条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
② 前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３５条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第３６条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）
第３７条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）
第３８条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
② 当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）
第３９条 当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第４０条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第４１条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、

当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬）
第４２条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第７章　　計算

（事業年度）
第４３条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）
第４４条 当会社は株主総会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下この配当にかかる金銭を「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第４５条 当会社は取締役会の決議により、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下この配当にかかる金銭を「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金の除斥期間）
第４６条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
②　　未払の期末配当金および中間配当金には利息はつけない。

平成２２年　６月２４日改正
平成２５年１１月　７日改正
平成２６年　６月１８日改正
平成２７年　６月２６日改正
平成３１年　１月２５日改正
令和２年　６月１９日改正